

「学校事故対応に関する指針」(平成 28 年 3 月 31 日) 文部科学省

- 学校管理下における事件発生の未然防止および事故発生後の取組(事故発生直後、初期対応時、初期対応終了後)、調査(学校による基本調査、学校の設置者による詳細調査)、再発防止策の策定・実施、被害児童生徒等の保護者への支援について記載。
- 学校は、死亡事故および治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う場合等、重篤な事故が行った場合には、学校の設置者等に速やかに報告すると規定。

死亡事故の発生

30 日以上を負傷や疾病

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」

(平成 26 年 7 月 1 日) 文部科学省

- 児童生徒の自殺が起こった際の背景調査の実施と進め方、ノウハウについて記載。
- 背景調査は、「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査である。
- 調査の主体は、その後の自殺防止に資する観点から、学校および学校の設置者が実施。

いじめが疑われる場合

いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号) 第 28 条および第 30 条

- 重大事態を(1)および(2)と規定。
 - (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間 30 日を目安) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 重大事態が発生した際には、対処および同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに学校の設置者又は学校に組織を設け、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うと規定。
- 調査を実施したときは、いじめを受けた児童等およびその保護者に対し、調査に係る事実関係等、必要な情報を提供することと、設置者の必要な指導および支援の実施について規定。
- 学校は重大事態が発生した際に、教育委員会を通じて地方公共団体の長に報告すると規定。
- 報告を受けた地方公共団体の長は、重大事態の対処又は同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、学校の設置者又は学校が調査した結果について調査を行うことができると規定。
- 地方公共団体の長が調査を行ったときは、結果を議会に報告しなければならないと規定。

いじめによる重大事態(不登校)の疑い

「不登校重大事態に係る調査の指針」(平成 28 年 3 月 31 日) 文部科学省

- いじめ防止対策推進法の重大事態(2)に係る調査の指針と位置付ける。
- いじめにより不登校に至った疑いがある児童生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、対象児童生徒の学校の復帰の支援につなげることと、今後の再発防止に活かすことが目的である。
- 不登校重大事態に該当するかの判断にあたっては、学校は欠席期間が 30 日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、よく協議し、丁寧に対応することが必要と記載。

※ 下線は、資料 1-1 「3 今後の対応(案)」に関する内容